

平成28年7月25日

銚田市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

銚田市農業委員会
会長 小松崎 梅男



「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、銚田市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消面積 5.8 ha

【目標設定の考え方】

農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を強化し、一人最低10aの解消を目標に設定した。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を取り、農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者の意向調査や相談・指導を行う。

また、農地パトロールで現況を確認し、非農地判断できるものについて、除外し、市内の全ての遊休農地114haを10年以内に解消を目指す。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 95ha

【目標設定の考え方】

農地集積については、新規契約面積の過去3年間の実績から平均を出して設定した。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

ほ場整備による土地基盤整備を推進し、農地が集団化、連担化した条件で担い手に集積するよう支援していく。また、農地中間管理事業を使った集積にも取り組んでいく。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 9経営体

【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入者の実績から平均を出して設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的取り組み方法

新規就農者や意欲ある事業者に対する幅広い支援として、青年就農給付金や各種資金等や農地集約を促進し、農業経営体の強化を図ります。

4. その他 この指針は年度の初めに見直しを行うことを原則とする。